常勤講師の給与増額に関する項目

臨時的任用職員の処遇については、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、措置してきたところ。

なお、臨時的任用職員の初任給の上限については、本年度から教育職給料表１級の上限を引き上げる改善を行ったところであり、今後とも他府県の状況や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めていきたい。

　月途中からの任用者に係る各種手当の支給に関する項目

諸手当の支給の始期及び終期については、国の制度を基準としつつ、人事委員会規則により定められているところ。１日在職でない者への扶養・住居・通勤手当の支給については、国の制度を基本とした手当制度の根幹に関わる問題でもあるので、要求に応ずることは困難。

　長期休業期間中の欠員状態解消など、教員の負担軽減に関する項目

病気休暇等の代替の期間については、予算の範囲内で必要に応じて措置しており、学期間雇用を原則としているところであり、長期休業期間中に代替講師を任用することは困難。

　期限付講師の任用の数日の空白期間における年金と健康保険の継続に関する項目

臨時的任用職員における社会保険の加入継続取扱いについては、厚生労働省の通知内容及びその取扱いについて、関係者間で検討を行っているところ。

　常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の待遇改善に関する項目

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、要求に応じることは困難。

　常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の年間報酬の増額に関する項目

非常勤講師の報酬については、授業を行った実績に応じて支給しているところ。

非常勤講師の年間時間数については、学習指導要領で年間の授業時間数の標準が３５週とされていることを踏まえ、配当を行っていく。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の賃金の経験加算に関する項目

非常勤職員の報酬単価については、基本的に常勤職員の給与改定の状況に応じて単価を見直ししてきたところであり、要求に応じることは困難。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の交通費及び部活動手当に関する項目

非常勤職員の交通費については、平成25年４月より、交通費相当額の上限を撤廃したところ。非常勤講師は、授業の実施に対して報酬を支給しているところであり、要求に応じることは困難。

教科会議や担当者打ち合わせ等の位置付けに関する項目

非常勤講師は、付随する準備や評価を含む教科の授業を行うものであり、授業に付随する業務も加味したうえで、報酬単価を設定しているところ。

実験・実習に携わる講師の白衣や保護具の確保に関する項目

要望の非常勤講師への被服の貸与については、本府財政状況が極めて厳しい現状から、応えることは困難。

また、安全上必要な物品等については、各校においてその実情に応じて対応しているところ。

健康診断の公費実施に関する項目

府立学校の非常勤講師に対する健康診断については、希望する場合は、平成２０年度より胸部Ｘ線間接撮影を公費で実施している。

非常勤講師については、採用時の健康診断を自己負担で受けているところ。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の年休の取得に関する項目

年次休暇の付与単位については、労働基準法上１日を単位とするものであり、要求に応じるのは困難。

服喪休暇の有給化に関する項目

非常勤講師に対する報酬が、勤務に対する反対給付であり、勤務に応じた支給が原則とされていることを踏まえ、要求に応ずることは困難。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の勤務効率改善に関する項目

平成26年４月稼働の統合ICTネットワーク上で校務処理システムは稼働しており、シンクライアント技術により、どの端末からでも、同じデスクトップ環境が利用可能なので、非常勤講師は、各学校の共用端末を利用してください。

　教員採用試験に合格した期限付講師の待遇改善及び新規採用者の配置基準に関する項目

新規採用教員の配置については、各学校の欠員状況を踏まえ、適材を適所に配置する観点から計画的に行っている。

教職員定数の増については、今後とも、国において措置される定数を最大限に確保し、教育水準や教育課題への対応を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めていく。

大量の教員退職が続く中、正規職員をできる限り確保するため、これまでも新規職員の採用に努力してきており、今後とも、優秀な人材の確保に努めていく。

　臨時的任用職員の任用空白期間に発生する正規職員の負担軽減に関する項目

府立学校の教職員定数は、法令に基づき、各学校の学級数に応じて措置することを基本としておりますが、これまでも各学校が有する課題に適切に対応しうるよう教員配置を行ってきたところ。

府の財政状況が極めて厳しい状況ではありますが、国の措置する定数の確保に最大限努め、適切な定数措置に努める。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定しているところ。

また、採用選考テストの合格者数は、採用予定者数に見合うよう、面接試験、筆答試験などの結果を総合的に判定して決定しているところ。

今後とも、可能な限り新規採用者の確保に努める。